

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 平成三十年九月岡山県議定会定例会の招集 ○ 平成三十年度における保安林内の立木伐採を皆伐にすることができる面積の限度の公表		財政課 治山課			
【公告】 ○ 平成三十年度後期技能検定試験の実施 ○ 平成三十年度技能検定試験（随時実施分）の実施		労働雇用政策課 〃			
				担当課（室）	

平成30年9月3日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百七十三号

平成三十年九月十日岡山県議会定例会を岡山市に招集する。

平成三十年九月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百七十四号

平成三十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに各市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成三十年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

〔四三五〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成三十年度後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成三十年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

1 特級

職	種
鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	

2 一級及び二級

職	種	作	業
さく井 鍛造 金型製作 工場板金 ロープ加工 機械検査 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て	ロータリー式さく井工事作業 ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業 プレス金型製作作業 機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業 ロープ加工作業 機械検査作業 シーケンス制御作業 集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 自動販売機調整作業 空気圧装置組立て作業		

油圧装置調整	縫製機械整備	農業機械整備	冷凍空気調和機器施工	婦人子供服製造	紳士服製造	和裁	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	石材施工	パン製造	菓子製造	建築大工	かわらぶき	配管	厨房設備施工	型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	樹脂接着剤注入施工	カーテンウォール施工	自動ドア施工	ガラス施工	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験
油圧装置調整作業	縫製機械整備作業	農業機械整備作業	冷凍空気調和機器施工作業	婦人子供既製服縫製作業	紳士既製服製造作業	和服製作作業	製本作業	射出成形作業	エポキシ樹脂積層防食作業	石材加工作業	パン製造作業	洋菓子製造作業、和菓子製造作業	大工工事作業	かわらぶき作業	建築配管作業、プラント配管作業	厨房設備施工作業	型枠工事作業	鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業	コンクリート圧送工事作業	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	樹脂接着剤注入工事作業	金属製カーテンウォール工事作業	自動ドア施工作業	ガラス工事作業	機械製図手書き作業、機械製図C A D作業	配電盤・制御盤製図作業	機械試験作業、組織試験作業

平成30年9月3日 岡山県公報 号外

印章彫刻 塗装 義肢・装具製作 舞台機構調整	木口彫刻作業 鋼橋塗装作業 義肢製作作業、装具製作作業 音響機構調整作業
---------------------------------	---

3 単一等級

職 種	作 業
電子回路接続 バルコニー施工	電子回路接続作業 金属製バルコニー工事作業

4 三級

職 種	作 業
造園 機械加工 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 内燃機関組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 配管	造園工事作業 普通旋盤作業 機械検査作業 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業 プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業 量産形内燃機関組立て作業 冷凍空気調和機器施工作業 和服製作作業 家具手加工作業 射出成形作業 大工工事作業 かわらぶき作業 建築配管作業

型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気製図 写真	型枠工事作業 鉄筋組立て作業 機械製図手書き作業、機械製図C A D作業 配電盤・制御盤製図作業 肖像写真デジタル作業
---	---

二 手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(1) 手数料

ア 特級 一七、九〇〇円

イ 一級、二級、三級（在校生を除く。）及び単一等級

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、さく井、鍛造、機械加工、金型製作、工場板金、ロープ加工、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、家具製作、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整、写真	八、九〇〇円	一七、九〇〇円

機械検査、婦人子供服製造	五、九〇〇円	一四、九〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	四、一〇〇円	一三、一〇〇円

ウ 三級（在校生に限る。）

職 種 名	手 数 料	
	減額対象者	そ の 他
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、写真	二、九〇〇円	一一、九〇〇円
機械検査	二、九〇〇円	九、九〇〇円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	二、九〇〇円	八、七〇〇円

エ 手数料の免除について

- 高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校をいう。以下同じ。）の生徒（岡山県外に設置されている高等学校に在学する場合にあつては、岡山県内に住所を有する者に限る。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは、当該生徒に係る実技試験手数料を免除する。
- （ア）生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護を受けている世帯（保護を停止されている世帯を含む。）に属する者であるとき。
- （イ）当該生徒と同一の世帯に属する者であつて、主として当該生徒の生計を維持している者（定時制課程に在籍している生徒のうち勤労している生徒にあ

つては、当該生徒）が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により市町村民税を納付していないとき、又は市町村民税の均等割のみを納付しているとき。

（ウ） 当該生徒と同一の世帯に属し、主として当該生徒の生計を維持している者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害、災害その他の事由により生活に困窮し、かつ、その者の他に学資を負担する者がないと認められるとき。

（２） 実施期日

平成三十年十二月三日（月曜日）から平成三十一年二月十七日（日曜日）までの間において、別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

（３） 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

（４） 問題の公表

平成三十年十一月二十六日（月曜日）に、協会の事務所に掲示して行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

２ 学科試験

（１） 手数料 三、一〇〇円

（２） 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

ア 特級

職 種 名	実 施 期 日
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械	平成三十一年二月三日（日曜日）

平成30年9月3日 岡山県公報 号外

整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	イ 一級及び二級	職 種 名	鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、製本、石材施工、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻	舞台機構調整	ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作	ウ 単一等級	職 種 名	実 施 期 日
		実 施 期 日	平成三十一年一月二十七日（日曜日）	平成三十一年二月三日（日曜日）	平成三十一年二月六日（水曜日）	平成三十一年二月十日（日曜日）			

バルコニー施工	平成三十一年二月三日（日曜日）
電子回路接続	平成三十一年二月十日（日曜日）

エ 三級

職 種 名	実 施 期 日
電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工	平成三十一年一月二十七日（日曜日）
造園、冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作、機械・プラント製図	平成三十一年二月三日（日曜日）
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図、写真	平成三十一年二月十日（日曜日）

(3) 実施場所

別途協会から受検者に通知する。

三 受験申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受験申請書（以下「申請書」という。）

(2) 次に掲げる書類（申請書を提出する者の氏名及び生年月日を確認することができ、るものに限る。）のいずれかの写し等。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の写しについては、個人番号が記載されている箇所を塗りつぶすこと。

ア 運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類

イ 生徒手帳又は学生証
ウ 旅券

2 提出先
(3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

岡山県職業能力開発協会

岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

平成三十年十月一日（月曜日）から同月十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十二円分）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書について、郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）をする場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送等による申請書は、3の受付期間内の消印又は通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(3) 高等学校の生徒が実技試験手数料の減額対象者の適用又は免除を受けようとする場合は、申請書を在学中の高等学校を経由して提出すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 合格発表

合格者については、受検番号を平成三十一年三月十五日（金曜日）に協会の事務所

に揭示し、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>)に登載する。

六 その他

不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六一五四七）又は協会（電話〇八六一二二五一五四七）に問い合わせること。

〔四三六〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、平成三十年度技能検定試験（随時実施分）を次のとおり実施する。

平成三十年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 実施する検定職種及びその等級

二級（受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条の基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができる。）

職 種	作 業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業
機械加工	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

平成30年9月3日 岡山県公報 号外

二 手数料、実施期日、実施場所等 1 実技試験 (1) 手数料	職 種 名	手 数 料	家具製作	家具手加工作業
			紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 ーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 塗装 工業包装	印刷箱打抜き作業、段ボール箱製造作業 オフセット印刷作業 製本作業 圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業 手積み積層成形作業 パン製造作業 ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 かまぼこ製品製造作業 大工工事作業 とび作業 左官作業 タイル張り作業 建築配管作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 コンクリート圧送工事作業 シーリング防水工事作業 ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業 建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業 工業包装作業

鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、仕	一七、九〇〇円
-------------------------------	---------

上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、塗装、工業包装	
機械検査、婦人子供服製造	一四、九〇〇円

(2) 実施期日
別途岡山県職業能力開発協会（三二を除き、以下「協会」という。）が指定する日に行う。

(3) 実施場所
別途協会から受検者に通知する。

(4) 問題の公表
あらかじめ協会から受検者宛送付する。

2 学科試験

(1) 手数料 三、一〇〇円

(2) 実施期日
別途協会が指定する日に行う。

(3) 実施場所
別途協会から受検者に通知する。

三 受検申請の手続

1 提出書類

(1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先
岡山県職業能力開発協会
岡山市北区内山下二丁目三番一〇号（〒七〇〇一〇八二四）

3 受付期間

随時受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会の事務所で交付する。なお、郵便による送付を希望する者は、封筒の表に「技能検定（随時実施分二級）受検申請書請求」と朱書し、返信用切手（九十二円分）を同封して協会へ請求すること。

(2) 申請書を郵便又は信書便により送付する場合は、書留郵便又はこれに準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

四 手数料の納付

手数料は、申請書の提出時に納付すること。なお、実技試験又は学科試験を免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

五 その他

1 合格者には、合格証書を交付する。

2 平成三十年三月一日付け岡山県公告（平成三十年度技能検定試験（随時実施分）の実施）に係る三級及び基礎級の技能検定についても、引き続き受検申請の受付を行っている。

3 不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六一二二六―七三八七）又は協会（電話〇八六一二二五―一五四七）に問い合わせること。